

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和5年度 第1回 芦屋市廃棄物減量等推進審議会
日時	令和5年5月23日(火) 14:00~15:50
場所	芦屋市環境処理センター1階会議室
出席者	会長：井上 尚之 副会長：千田 眞喜子 委員：多田 直弘、武内 達明、法兼 茂子、山口 能成、 樋口 勝紀、桑田 敬司、金山 成生、岡田 圭司
事務局	大上市民生活部長、藪田環境施設課長、尾川市民生活部主幹、 谷野収集事業課長、永田環境施設課管理係長、荒木環境施設課施設係長、 山城環境施設課員、林環境施設課課員
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

- (1) 令和4年度のごみ量の実績報告について
- (2) 芦屋市環境処理センター施設整備について
- (3) プラスチック分別収集について
- (4) その他

2 資料

- ・資料 令和4年度 ごみ量の実績報告
- ・資料 1 第1回~第3回 検討委員会まとめ
- ・資料 2 芦屋市環境処理センター運営協議会(8/24、11/10)からの意見等
- ・資料 3 芦屋市廃棄物減量等推進審議会(11/16、2/9)からの意見等
- ・資料 4 土木建築工事計画
- ・資料 5 多面的価値の創出
- ・資料 6 基本計画策定スケジュール
- ・資料 7 プラスチック分別収集の実施について(諮問)
- ・資料 8 プラスチック分別収集の実施について(答申)【案】
- ・当日配布資料 芦屋市環境処理センター運営協議会(5/19)からの意見等

3 審議内容

開会

(事務局 永田)

委員の皆様のご発言につきましては、お名前が入った会議録として、市役所1階の行政情報コーナーと本市ホームページにより公開することになりますので、御了承ください

い。

また、マスク着用で御発言が聞き取りにくくなることもございますので、録音の都合上、発言の際はマイクを利用させていただきますよう御協力お願いいたします。

(井上会長)

はい、ありがとうございます。

そしたら、永田さん、今日、マイクはこれ1本だけですか。

(事務局 永田)

マイクは、1本で、回します。

(井上会長)

回す形でいきますか。

(事務局 永田)

はい。させていただきます。

(井上会長)

はい、分かりました。

そしたら、傍聴人について報告をお願いいたします。

(事務局 永田)

本日は傍聴希望の方はいらっしゃいませんでした。

(井上会長)

ということで、傍聴の方がおられませんので、もうこのままね、進行させていただきます。

それでは議事に入りますが、事務局から、本日の会議の成立について報告をお願いいたします。

(事務局 永田)

はい。先ほどもお伝えさせていただきましたが、本日の会議は委員10人中10人の委員の皆様に出席を得ており、委員の過半数の出席がございますので、審議会条例第6条第2項により、この会は成立しております。

(井上会長)

はい、ありがとうございます。

では、令和4年度のごみ量の報告について、事務局から説明をお願いいたします。これも永田さんですね。はい。

(事務局 永田)

皆様、お手元に、色つきの裏表のA4、1枚の資料ありますでしょうか。

令和4年度のごみ量の実績報告です。2月9日に審議会させていただいた際にも、それまでの年間の途中のごみ量の報告はさせていただきましたが、実際、最終の1年間のごみ量になります。

令和4年度は、目標値に比べまして、1日1人当たりのごみ排出量、事業系ごみ排出量、リサイクル率、最終処分量という目標がありますが、リサイクル率のみ未達成で、ほかは達成となっております。

よろしいでしょうか。この目標ですけれども、皆様お手元の冊子の23ページを開いていただいてよろしいでしょうか。

(井上会長)

その冊子って、どっちの冊子ですか。

(事務局 永田)

この一般廃棄物処理基本計画です。基本計画の冊子の23ページに、年々の目標があります。これは計画を作成する段階で立てた目標になっています。ですから、何に対して目標を達成しているのかという話になりますと、計画をつくったときに立てた目標に対して達成してるかどうかということになります。

令和4年度で言いますと、リサイクル率以外の目標は達成できているという状況です。

先ほどの紙の裏面ですね。裏面を見ていただいてよろしいでしょうか。

裏面が、芦屋市のごみ量の10年間の推移となります。令和4年度のごみ量ですけれども、前年と比べて生活系ごみが大きく減少してるというのが実態です。その中で内訳のほうを見ていきますと、実際、ペットボトルの量は少し上がっていますが、それ以外のごみ量については、燃やすごみは特に大きく減少しています。また、事業系ごみにつきましても、前年より少し減少してるというような実態です。

2月9日の審議会でお話しさせていただいたときに、ごみ量が減っていますというようなお話しさせていただきました。そのとき委員から言われた、藤井店長のほうから、実際、コープさんでも物を買われる方が減ってるというような御報告もありましたので、そういった御意見も裏づけるような結果となっております。

令和5年度につきましては、10月から指定ごみ袋制度が始まりますので、指定ごみ袋の結果を受けて、また、その令和5年度の目標に向けて推進していきたいと思えます。よろしく願いいたします。

以上、ごみ量の報告になります。

(井上会長)

はい。どうもありがとうございました。

今の永田さんの御説明に対しまして、何か御質問、あるいは御意見等ございましたら挙手をお願いします。

山口さん、どうぞ。

(山口委員)

はい。山口です。

本当にごみが減ってよかったなど。で、指定ごみ袋が導入されるんで、少し減るかなと期待はしとるんですけど。市として何でこんなに減ったのか、何か1つの推論みたいなのがあったら教えていただきたいです。

(事務局 永田)

ありがとうございます。

市として、まだ、他市の実績がまだ報告が来てないので、芦屋市だけの状態なので、

ちょっと分析が難しいところはありますけども、1つは、見てると、やっぱり紙が減ってきてるといふようなところがあります。紙が減ってきてるといふのは、単純に外で御飯食べる機会があれば家でピザとか取る機会が減ったのかなという、店長さんがおっしゃられたとおり、やっぱり在宅で今まで御飯とか食べられてた方が、経済活動の再開に習って外に行かれてたりしてるのかなというのと、紙自体がやっぱり世の中からどんどんなくなってきていますので、それもあってリサイクル率が上がらないといふところは、やっぱり新聞とか、それがやっぱり年々減ってる傾向にあります、雑誌、チラシとかです。そういったところが時代の流れかとは思いますが。

また、他市のデータがそろってきたら、他市の傾向も含めて分析のはしていきたいと思えます。

以上です。

(井上会長)

はい、ありがとうございます。ほかに何か御質問等ございましたら。よろしゅうございますかね。何かありますか。いいですか。

そういたしましたら、続きまして、芦屋市環境処理センター施設整備について御説明いただけますか。

(事務局 尾川)

環境施設課の尾川です。よろしく申し上げます。

それでは、私のほうからレジユメに添って説明させていただきます。

このレジユメをお願いします。芦屋市環境処理センター施設整備及びプラスチック分別収集について。このレジユメをお願いします。着座させていただきます。

まず、1の(1)施設整備基本計画の検討状況。8月4日、10月28日、1月24日、このアからウに関しましては、前回の審議会までに説明をさせていただいておりますので、本日は、このエ、3月16日、第4回検討委員会ですね。これについて説明をさせていただきます。

資料1をお願いします。ホッチキス止めになってる太い資料ですけども、これに関しましては、第1回から第3回のまとめとなっております。1枚めくっていただいて、目次をお願いします。

各項目は、おおむね、検討委員会の開催順序で並んでおりまして、基本計画として取りまとめる段階でのイメージになると見ていただければよいと思います。

これまでの概要をまとめたものであり、大変多くの資料となっております。この場でちょっと説明しても、なかなか専門的過ぎますので、検討委員会の中で再検討などの、この検討委員会の中で再検討などの指摘に基づいて修正した箇所、これの説明をさせていただきます。

2点ございます。

まず1ページ目、37ページ。このA3をお願いします。

これが焼却炉のいろんな方式について、各目標に従って評価をしたものになります。この37ページの一番下ですね。合計点というところ、ここで評価をして、ストーカ式焼却方式という形を採用しております。ここの最後の欄の総合評価ですね、一番下の欄の。ここ2行目、シャフト炉式ガス化溶融方式及び流動床式ガス化溶融方式というのは、補助燃料を使用するため、の記載部分は、当初、高温で溶融するため、としておりましたが、温度との関係はないとの指摘が委員からございましたので、修正させていただいております。

2点目の修正点は45ページをお願いします。

表9の6、貯留設備の概要。各施設で火災等の発生事例があることの指摘があり、方式の1つ目、貯留バンカ方式、上のほうですね、貯留バンカ方式の最後の項目。リチウム電池等による火災発生に対して、の文章を追記しております。また、その下のほうですね、ストックヤード方式の最後。発火性の資源物処理（スプレー缶、リチウム電池及びライター）装置の設置を検討する、を追記しております。

なお、全体を通じて、時期等の整理も行っております。

続いて、資料2、3をお願いします。

資料2に関しましては、運営協議会、地元住民と構成してます運営協議会、これからの意見になります。

これの8月24と11月10日の内容は、既にこの審議会でも報告させていただいておりますので、今回、1つの表にまとめたものとなります。以降、2月7日、5月19日に運営協議会を開催しておりますので、後ほど、本日配布した資料を用いて説明させていただきます。

次に資料3をお願いします。

当審議会、芦屋市廃棄物減量等推進協議会からの御意見となります。

11月16日の内容は既に報告しておりますので、2月9日の内容を説明します。

2つ目。プラスチックの分別収集に関心を持つ市民もおられ、実施については理解をいただけると思う。なお、分別方法の周知は徹底してほしい、との御意見がございました。また、裏面に移っていただいて、最後の欄ですね。プラ分別収集の実施に向けて検討を進めていくとのことであるが、費用対効果が認められれば、分別収集は実施してもよいと思う。CO₂削減が可能とのことであり、小規模な自治体であるため実施効果は目に見えて分かりやすいと思う、との御意見をいただきました。

続きまして、資料4をお願いします。土木建築工事計画ですね。

最初のところで、燃やすごみのピット容量を算定しております。これは施設規模、焼却炉の施設規模に係る項目となります。これまでの検討手法と同様に、ケース1、プラスチックを焼却する場合。次ページではケース2、プラスチックを分別回収、資源化する場合を算定しています。

まず(1) 必要貯留日数、これを施設規模及び年間日平均処理量から算定しております。表のとおり、施設規模は1日91.8トンの施設規模となります。これは2つの炉の合計ですので、1炉当たり45.9トンとなります。平均処理量は61.5トンとなります。

その下の3つの条件別で貯留日数を算定しております。まず、2炉のうち1炉を補修、1炉を運転という状態です。日数は36日と設定しておりますので、平均処理量61.5から1炉分の規模45.9を差し引き、それに36日間、これを掛けまして、561.6トンのごみを貯留することとなります。施設規模91.8トンで割りますと、約7日分のごみを貯留できるごみピットという形になります。

次は全炉、つまり2炉とも停止した状態。日数は7日間と設定しております。430.5トンのごみを貯留することとなり、この量は約5日間のごみに相当します。

最後は、年間でごみ量の多くなる月が2か月連続した状態です。算定結果のとおりマイナスとなり、ピットへの貯留には余裕がある状態となります。

よって、最初の1炉補修、1炉運転の状態でも最もごみを貯留することとなり、日数は7日という形になります。

そこで、(2) 必要容量を計算しますと、記載の算定式により、5,637立方メートルのごみピット容量ということになります。

次のページ、ケース2は、プラの資源化した場合。これは、計算はちょっと省略させ

てもらいますけれども、結果として、ごみピットの容量は5、357立方メートルとなり、先ほどより280立方メートル小さくなります。

続きまして、3ページをお願いします。別棟・合棟に関する比較となります。下から2つ目、メーカーアンケート結果を御覧ください。

多数のメーカーが合棟、資源化施設と焼却施設が1つの建物になってる合棟、これを選択し、理由として、敷地面積及び形状から見て、別棟では車や人の動線の確保が困難である。資源化施設の建設を先行し、その後に焼却施設を建設する別棟では、資源化施設の利用動線、または焼却施設の仮設工事が困難とのメーカーアンケートの結果をいただいております。評価として、搬入搬出、施設管理、経済面の各面では、両方式とも優劣がございますけれども、敷地面積及び形状から見て、合棟方式での配置が望ましいといたしました。

よって、合棟方式、合棟形式を前提として施設計画の検討を進めていきたいと考えております。

次の4ページ目以降に関しましては、第3回の委員会の場でいただいた、委員からいただいた御指摘により修正した資料となっております。

続きまして資料5、をお願いします。

これまでにいただいた、これは多面的価値の創出の表ですけれども、これまでにいただいた意見等を集約した一覧表となっております。なお、右端の運協、運営協議会ですね。運営協議会、審議会からの意見等には、後ほど説明します、2月7、5月19の運営協議会での意見は含んでおりません。

基本構想策定時の市民意見募集。これは、令和4年1月に行ったもの、また基本構想作成時点のイメージ、さらには、運営協議会や審議会からいただいた御意見となります。

左の欄のとおり、幾つかの分野を設定し、区分しております。1つ目の環境保全では、焼却エネルギーの利用と太陽光発電施設の整備。次の環境教育・環境啓発、これに関しましては、環境学習施設の設置。以下、市民利用、緑化、健康増進等に関するものがあります。

現段階におきましては、具体的な内容を決めるまでには至らない状況です。よって、今後の進め方となりますが、欄外のとおり、運営協議会、審議会からの意見の聴取を継続させていただいて、焼却施設、資源化施設の配置計画と併せて、価値創出に係る

整備、運営費等も含めて総合的な検討を行うこととします。

続きまして、基本計画策定スケジュール。資料6をお願いします。

令和4年度、令和5年度、令和6年度の3か年にわたりまして、焼却施設、資源化施設の基本計画の策定をさせていただいております。

昨年度から策定、令和4年度から進めてきたところですが、令和5年度については、令和4年度から継続し、検討が必要な項目が生じたので、赤色の線、文字で明示させていただいて、先ほどのメーカーアンケートの結果の状況から見て、第2次アンケートも実施したいと考えております。検討、決定する事項が多くなります。下から4つ目。地域との意見交換。その2つ下ですね、生活環境影響調査。これは大気質、騒音、振動、交通量、悪臭に関するものを示しております。

先ほど少し触れました運営協議会での意見について、本日配布させていただいた資料をお願いします。

2月7日に、多面的価値の創出についてグループワークを行い、意見、要望を出していただき、5月19日にはその取りまとめを行った資料となります。資料5と同様の区部になりますけども、内容はさらに具体的なものとなっております。

ただ、これらの整備について必要となる用地や維持管理費等の面から、現実的に可能なかといった御意見もございました。だから一旦取りまとめを行いまして、今後、総合的な検討を行っていく旨を説明させていただきました。

最後(2)、今後の予定ですが、次回の第5回検討委員会は5月29日、今月末を予定しております。

以上となります。

(井上会長)

はい、ありがとうございました。

資料がね、結構多かって、皆さん、お分かりになりましたですかね。何か今の尾川さんの御説明で、御質問、御意見等ありましたらどうぞ。

山口さん、どうぞ。

(山口委員)

ちょっと話とはずれると思うんですけども、確認なんですけど、今回のプランの中に、

バイオマスを入れるというのはあるんですか。

(事務局 尾川)

バイオマスに関しましては、意見として出てきたことはありますが、今回の整備の中では、やっぱりちょっと敷地の制約でちょっと厳しいのではないかなというような判断をしております。

(井上会長)

いいですか。はい。ほか、何かございましたらどうぞ。

(武内委員)

いいですか。

(井上会長)

はい、どうぞ。はい、武内さん。

(武内委員)

武内でございます。

資料7と8についてなんですけれども、これは、この当審議会にですね。

(事務局 尾川)

資料7と8は次、説明させていただきます。

(武内委員)

これ説明してなかった？先ほどは。

(事務局 尾川)

はい。資料6までです。

(武内委員)

そうか。分かりました。そしたらそのときにまた言いますので。はい。

(井上会長)

ほかいかがですかね。いいですかね。

そしたら、続いて、プラスチックの分別収集ですね。説明をお願いいたします。

尾川さん、いいですかね。

(事務局 尾川)

それでは資料7をお願いします。

プラスチック資源への対応については、昨年4月に施行されましたプラ新法に基づいて、容器包装プラスチックのみではなく、プラスチックを用いたハンガーなどの製品も分別収集や再商品化を促進させるというようなことであり、プラの資源循環が求められております。

そこで、前回いろいろ説明させていただいたように、温室効果ガスの削減効果、プラを分別にすることによるCO₂の削減効果であるとか、そのプラを分別にすることによる事業費、これについて説明をさせていただきました。それを環境面、費用面について総合的な検討を進めてきたところでございます。

プラの分別収集を実施するか否かについては、資源化施設と焼却施設の整備内容や規模の設定に密接に関係しておりまして、施設整備基本計画の検討を進めるためには、その方向づけが必要な段階と今なっております。

したがいまして、この文章のとおり諮問をさせていただいております。文章をちょっと読ませていただきます。

プラスチックの分別収集について（諮問）。芦屋市廃棄物減量等推進審議会条例第2条の規定により、プラスチック分別収集の実施に関することについて、貴審議会の意見を求めます。

（本市におけるプラスチックごみの処理については、生活系ごみの分別区分において「燃やすごみ」に含めて収集し、焼却処理を実施しています。しかしながら、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機としまして、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まるなか、本市においても、ごみ処理施設の老朽化に伴う新たな施設の整備計画策定につい

て検討を進めていることに併せ、プラスチック分別収集の実施に関し調査検討を行い、貴審議会に説明し、意見等を頂いてきたところです。) となっております。

ここで資料8をお願いします。

今からこれについて議論をしていただくのですが先、答申案というの書かせていただいております。文面を読ませていただきます。

プラスチックの分別収集について(答申)。令和5年5月11日付け芦市施第74号で諮問のありました標記のことにつて、慎重に審議を行いましたので、下記のとおり答申します。

プラスチック資源循環に係る法制度(「容器包装に係る分別収集及び再商品化促進等に関する法律」「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」)の趣旨を初めとして、プラスチック分別収集に伴う“ごみ排出量削減等の効果”“処理施設の配置・建設”“発電設備の稼働”等が見込めることから、プラスチック分別収集に係る取組は積極的に進める必要があると認識します。

なお、実施に向けては、他自治体や企業等における先進事例、技術革新等に関する動向も踏まえた研究を進め、関係所管部署との協議・調整等を十分に図り、芦屋市として効果的・効率的なごみ収集・運搬・処理に係る方法を総合的に検討すること。というふうに案をつくらせていただいております。

この場でいろいろ御意見、御議論いただいて、答申として取りまとめをしたいと思えます。取りまとめをお願いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

(井上会長)

はい、ありがとうございました。

今、尾川さんから説明ございましたように、市長から、プラ分別収集の実施について諮問いただいたわけですね。そこで、私も参加いたしまして、一応、原案ですね。この資料8をつくったわけでございます。

ここで皆さんからの御意見をいただこうと、こういうことでございますね。いかがですかね。質問、御意見等ございましたら御遠慮なくどうぞ。

武内さん、どうぞ。

(武内委員)

武内ですけれども、この文章で、諮問という形でいただいているので、この上の頭ですね、2行で意見を求めますとなっているんですけれども、文章的に括弧で内容を説明していったわけですね。それで、何か括弧で説明したのが終わっておるということで、この辺の位置づけですね。それがもうひとつぴりっとしないと。いわゆる意見を求めますということを既に言ってるから、求めなくてもいいんですけれども、経過報告をしたというのが括弧内になっておるので、この文章的にこんな形になるのかな。やっぱり再度、意見を求めますという形が諮問かなと思うんですけれどもね。ちょっと文章的にどうなんかなと思ひまして、質問させていただきます。

(事務局 尾川)

これに関しまして、基本的には上の2行、これがメインとなっております。プラスチック分別収集の実施に関することについて、審議会の意見をいただきたくという形です。

その括弧内というのは、今まで~~こ~~説明してきた経緯ついて補足をさせていただきます。

(井上会長)

武内さん、いかがですか。一応、市長からですね、上の2行の意見を求められて、その下は、一応この、今までの経過ですね、これを尾川さん中心に書いていただいたと、こういう話なんですよ、その経過はね、今までのです。

(山口委員)

いいですか。

(井上会長)

どうぞ。

(山口委員)

ちょっと資料をつくって来ましたので、2部ありますので、ちょっと配布をお願いし

ます。1部ずつ。

(……)

はい。1部ずつ。

(山口委員)

片一方にもう一枚違うやつが。

(……)

はい。はい。はい。1部ずつ取ってくださいということなんで。

(山口委員)

……。僕のほうはあります。

山口です。基本的には、プラスチックを何とか減らさないかんって思いは一緒です。私も昔、食品会社におりましたんで、本当にプラスチックは使い放題で、全くこういう意識がなくて、本当に申し訳ないなと思っております。ですから、何とかせないかと。次の世代に対して、私たちは本当にプラスチックだけの、こんなひどい環境に子供たちを置きたくないという思いは一緒です。

ただし、今回ちょっと、この法律を私読みました。ここにあります。循環法66条あります。読みました。それからそれに対する方針、基本方針、これ60ページぐらいあります。これ読みました。

で、基本的に、今回のことをする前に、やはりこの法律がどんな法律で、問題ないのかということ、僕はこの審議会できちっと審議して、意見書を出すべきだと思っております。その意見書に基づいて、じゃあ今後、芦屋市はどう取り組んだらいいのかということを考えないと。単に法律ができたから、はいはい、やりましょう、ではね、非常に審議会としていをなさないとは私は思ってます。

それで、私なりの意見をここに書いてあります。

1つは、もう既に2年前に、日弁連から、この法律に関する問題点というのは出てるわけです。それが皆さん方に配布したところです。これは、本当に実際は物すごい長いんです。それを要約したこのページには、会長の名前でここに出されて、問題が幾

つかありますよと。4つほど大きな問題を日弁連は提示されて、通産省と環境省にこの意見書は既に出されています。

じゃあ、山口はどう考えるんか。これ私の意見をここに述べて、6つぐらいで書きました。今回の法律と、それから基本方針を読んで、こんなところをやはりきちんと押さえとかないかなってのがあるわけです。あくまでも今回の法律は循環法なんです。資源循環法です。減らすとは書いてないんです。まずね、そこ気をつけてください。

まず私のポイントは、目標が明確でないんです。基本方針のここに書いてあるんです。基本方針の2ページ。2030年までに……プラスチックを累積25%排出抑制することって書いてありますね。ほかにもあります。一度、比較してください、これ。何にも書いてないですよ。25%減らすって書いてないんですよ。しかも、トン数書いてないんですよ。何をもって25%か全然分かんない。こんな基本方針って僕はないと思います。芦屋市でもちゃんと基準年を決めて、それに対してどうなのかって比較してるわけですね。で、今回の法律では基準年、あと7年後に25%になるって。それだけしか書いてない。こんなものでいいんですか。私たちが一生懸命これからプラスチックを減らさないかんときにね、こういうものでいいか。しかも、諸外国に比べて、韓国でも35%です、減らすのがね。これが1つ大きな問題です。

それから次、2番目。基本的には3Rということで、皆さんも一生懸命努力されてると思うんですけど、一番最初はリデュースなんです。減らそうという、この順番が大切なんです。リデュースして、それからリユースして、最後はリサイクルしましょうという考え方なんです。今回はね、これ、リサイクルなんです。リデュースはない。減らしましょうとは書いてありますけど、具体的にない。

ですから、リデュースしない限り、僕はプラスチック減らないと思いますよ。何ぼそれプラス、循環させても、どんどん企業側から作ってるわけですから。減らない、これがない。

それから、12品目対象になってますけど、12品目でいいんですか。スプーンとかフォークとか、それから洋服かけとか。問題の本質はそこじゃないんですよ。もっと大きい包装容器の問題ですわ。こう山ほど、今、食事をしたら出てきますよ。これをやっぱり何とかしないとイケないのと違いますか。

それから罰則。私は罰則、これ最後のページで、60条から罰則ある、ずっと読みました。で、ないことはないんですけど、50万から30万の罰則ですよ。そんなもん、何

てことないですよ、企業にとって。罰則と言えますかね。で、名前を出すとか書いてありますけど、今まで名前を出すと言って、きちっと出たことありますか。ないでしょ、ほとんど。ですから、これも問題。

それから、コンビニとかスーパーでもいいんですけども、スプーンとかを有料でも入れたりとか、もう廃止したいと。そういうことはね、ここに書いてますように、オプションなんですよね。僕だったら、僕が大臣だったら、もうそんなものは売るなど。使うなということをやっぱりきちっと書かないと、オプションになると弱いと思います。

それから6番目。バイオマスを物すごく推進してるんですよ。バイオマスをつくりましょう。だからさっき僕、質問したんです、芦屋市どうなんですかと。けどね、バイオマスも本当にいいんだろうか。これ、仕事を増やす装置かもしれないですね。今はまだ少ないですけど。百七十何か所だと思ってるんですけども。これがね、本当に国が推進していったときに、どうなるんやろうかと。こういうことが問題です。

ですから、私たちの審議会は、こういうのをきちっとまず審議して、それに基づいて、じゃあどうすべきかということをきちっとね、やるべきだと思う。だから、私だったら、私だったら、この審議会できちっと審議をして、その審議結果で、こういう問題点があります、こういう課題があります。ですから、これは、課題をやっぱりきちっと解決せんとはいけません。ただし、その中で、途中経過としてこういう形でやるのはやむを得ないこともあります。そういうことをやはり市長なり、きちっと私たちのこの審議会で話し合っ、それから、じゃあ芦屋市はどう取り組むかというステップが僕は必要だと思いますんで、今回、一所懸命条例も読んで、法律も読んで、基本方針も読んで、今回、皆さん方に提案したわけです。

これが以上、私の意見です。

(井上会長)

ありがとうございました。多大な努力していただきまして、ありがとうございます。

だから、山口さんは、まず、このプラスチック資源循環法をもう一回お読みになって、その資源循環法がやはり欠陥があるということなんですよね。それを指摘されてますね。

(山口委員)

課題が残ってますっちゅう。

(井上会長)

課題がね、あると。で、それが1番から、このプラスチック資源循環法についての問題点と提案というレジュメの1から6なんですね。そういう課題というかね、問題点がありますよということを挙げていただきました。

これの基になってるのは、日弁連のこの、あれですか。

(山口委員)

いや。日弁連ではないです。日弁連は、ここの1から4まで書いてますけど、リデュースは考え方一緒ですけど、熱回収を減らしましょうと。25%ね。それから生産者の責任をきちんとしましょう。というのが、今回は、要するに、プラスチックを減らすなり循環させるのは自治体に全部言ってるんです。自治体がやらなきゃいけないところなんですね。

仙台調べたら、仙台、4月からスタートしましたんで、仙台は1億3、000万かかるんですよ。芦屋市はもっとかかるって聞いてます。そしたら、そのお金っちゅうのは税金なんですよ。ということは、この問題の負担は、国民がしなさいということなんです、考え方は。

僕は、国民が負担するのは、それはもうしようがないと思いますけども、事業者も負担しなきゃいけないと思う。当然。つくってるのは事業者ですから。だからそこら辺がね、非常に、僕は国民だけに、はい、あんたら分別して、プラスチック出してない、お金も税金からこっだけ使いますよということはね、非常に問題がある考え方かなと。やはり事業者も負担する、全ての人が負担して、この日本から、世界第2位の排出国、プラスチック……、日本を何とかせないかんという私の思いです。

(武内委員)

よろしいですか。

(井上会長)

はい、どうぞ、武内さん。

(武内委員)

武内ですけれども。この委員会ですね、ごみの減量に対する委員会。それで、その根本精神を知つとかんといかんということで山口さんに教えていただいたわけなんですけれども。私もこの案で、2番のところですね。今まで、教育の場でも行政的にも、3Rでごみを処理していきましょうと、減量しましょうと、そういうことを言ってたんですけれども。前回か前々回か私言いましたけれども、4Rですよ。リジェクト。英語で言うとRejectですね。拒否すると。というのは、ヨーロッパなんかでは、ペットボトルなんかはあまり使ってないんですね。ビンで再利用していってると。そういう面も考えて、環境対策もやってるといふうな面もありますので、今後のそういう環境教育ですね、大人もですけども、学校でも4Rにせんといかんのかなと思ったりしています。

いずれにしても、資源に対する、いわゆる、ごみの処分についても、環境に対してしっかり考えていって、根本を考えていってやっていかなければならない、そういうことに賛成でございます。

以上です。

(井上会長)

ですから、いや、結局これ、分別、今、分別収集をしてないわけですね。で、今回から分別収集を始めようという話なんですよね。それで、分別収集には賛成ということですよ。それで、そこに……。

(武内委員)

分別収集の量を減らすと、そういうことも、総量を減らすということも考えて。

(井上会長)

総量を減らす。

(武内委員)

まあそれは全体の考え方の問題なんですね。今、ペットボトルやめてくださいというのを法律で出すとか、そういう問題じゃなしに、皆さんがそういうことを考えていかんと。

(多田委員)

ちょっといいですか。

(井上会長)

はい、どうぞ。はい、多田さん。

(多田委員)

今回の根本ってごみを減らすことでしょう。だから僕は、リサイクルというのはね、僕は昔からちょっと何となくうさんくさい事業に見えてたんでね。例えば、ペットボトルのキャップ集めて、未開発国にワクチンを送ろうとか。あれ結局、国から何億もお金もらってたけど、海外にワクチン1本も送られてません。ですから、ペットボトルのキャップを集めた団体だけが潤ったわけですね。ただ、先生方もあほみたいに子供たちにあれを集めさせて、本当にすごい、もう本当、置き場所が困るぐらい出たけど、結局、集めた業者だけが国からお金をもらったというだけで終わってしまったのでね。

僕はね、この前会議終わるときに一言言ったことを皆さん方覚えてくれてるかな。とにかく、次回の会議まで、ペットボトル製品を買わないようにしましょうって言ったのを覚えてくれますか？僕ね、ここにペットボトル持ってきてるでしょう。これ何回目の使用か分かりますか？中に入っているのは家のお茶です。これも10回は超えていますよ。

ただね、気をつけてください。これ熱に弱いのでね、ぬくめたものは絶対入れた駄目ですよ、溶けますからね。ですから冷たいものだけだったら、もう何回でも使ってください。もう僕は、生活苦しいから使ってるんだって言われたら困りますけどね。

だから僕は娘がね、水道の味が悪いからいうて、ペットボトルに入った2リットルのやつを買ってくるんですけど、怒ったんです。……さんおられるので大変失礼ですけど、日本の水道は世界一安全です。それなのに、何で高い金払うてペットボトルに入

った水を買うんですか。こういうところからもね、僕らは考え方変えていかなきゃ駄目なんです。だから、僕はね、本当ね、これ読ませていただいて、一番の基本はやっぱりごみを減らすことです。とにかく出さなきゃいいんですから。

先ほどね、山口さんが質問されてた、ごみは随分、芦屋市減ったということだけど、僕、品目別見たら、ペットボトルが異常に増えてるでしょう。これだって、やっぱりおかしいでしょう。ごみが減ってんのにペットボトルだけが異常に増えてるとするのは、みんなやっぱりペットボトルに入った商品買ってることなんです。

だから基本に戻れば、とにかくごみを出さない。これはもうペットボトルにしても、ほかの紙にしても、野菜のくずにしても全部一緒だと思うんでね。もう一回そこに、基本に戻って、とにかくごみを出さないということを基本に、何かいい案があればということ動いていただければと思います。

すみません。

(井上会長)

だから、これ、要するに、市長から来てんのは、プラスチック分別をどうするかっちゅう話なんです。それをやるかどうか、どうですかという話でございましてね。もちろんごみを、プラスチック減らすということを入れてもいいかも分かりませんが、原則というかな、これ何、何を聞いてきてるかいうたらね、今まで芦屋市が分別してなかったんですよ、プラスチックを。もう全部焼いてたわけです。したがって、それを分別しようという話なんですよね。

だから、さっき山口さんが言われました、日弁連がこの2番で出してきましたよね。熱回収の割合を限りなく低減させることって言ってますよね。今までは、結局燃やしてたわけで、熱にしてたんですよ。それで今回は、その熱回収をやめて、そして、分別して、リサイクルできるところはリサイクルしようという話なわけですよね。

でですよ、山口さんにしても多田さんにしても、まず根本的にごみを、プラスチックを減らせっちゅう話ですよ。いや、もちろんそれは、プラスチックをもちろん減らしていくという話、それをここにしろということですかね。どうなんですか。

(山口委員)

いや、私はここに書いてるでしょ、最後に、どうすべきか。

まずね、市長がそういう、我々に諮問しても、その根本的な法律そのものがおかしい、問題があると。だから問題がある法律って、それどうやって我々に諮問してさ、何とか出せって言うんじゃないくて、まずその問題点をクリアにして、こういう点が実は問題があるんですよと、これをどうするんですかという質問でいいじゃないですか。

で、そういうのできちっと返事が来て、じゃあそれだったら分別しましょうよと、次のステップに入るわけですよ。最初から、はい、分別するからどうするんやじゃなくて、その法律の考え方とか、そういうのを私たちもきちっと、この審議会で審議をして、みんなが納得いって、あ、こんな法律だったら私たちも一緒になってやろうよ。ね。それが今回は問題があって、なかなかそういう視点に立てない。だからそこをきちっとまず解決して、みんなが納得したこの法律だったら、私たちも、ね、ぜひとも一緒になって力合わせてやろうと。何か片一方にね、物すごくいろんなとこにこの法律、条文読むとね、何ていうかな、気配りしてるんです。いろんなとこに。

(井上会長)

それは業者っちゅう意味ね。

(山口委員)

業者も含めてね。で、国民も一生懸命しなさいと書いてあるんです。僕は、見た限りでは、どうも国民に負担をぼーんとさせてね、そういう法律って本当にいいのかなと。で、みんなが納得してさ、これだったらいいよってことであれば、もうそれで僕はいいと思うんです。

だから、そういう意見書をこの審議会できちっと書いて、もう本当にすばらしい法律です。だから分別は芦屋市も積極的にやってくださいと。ね。立派な法律だったら。私はそう思いませんので、この法律は非常に問題があって、課題が残されてるということを、まずこの審議会でちゃんと、具体的にどういうことなんだと、調べて、書いて、で、その上を深めて、じゃあそれでも市長がやろうって言ったら一緒にやっていけばいい。ただ、この課題は課題として、ちゃんとあると。

で、これは5年たったらレビューがあります、国としてね。そのときの基本的な意見書はやっぱり僕はきちんと出すという。それが私たちの審議会の教示だと思う。責任やと思います。

(事務局 尾川)

山口さんのおっしゃってることは本当によく分かります。あと、3Rの順番として、そのリデュースというのを一番最初に考えなければならぬというのも本当に納得できることですが、実際このプラ新法というのが施行されて、市町村に関しましては、そのプラを分別しなさいというような形で推奨されております。

その状態で、今、例えば、製造者のほうに関しましても、リデュースですね、最初、一番大事なリデュースということで、例えば、スターバックスがストローを紙ストローにするとか、何かヨーグルト会社が今までプラスチックの容器やったのが紙容器に変わるとか、カップラーメンの容器が紙である部分があるとか、いろいろ工夫は皆さんされております。

ただ、それに対して、確かに罰則がないとか、さっきおっしゃってたRejectできるようなシステムも今ありません。だから、なかなか不完全なものであるというのは私どもも認識しております。

ただ、今、実際、この施設整備をするに当たって、プラを分別するのかどうかというのは、1つ、やっぱり大きな、これからの検討課題になります。その状態で、今、このプラ新法の、これに対する問題点の提起というのも、この答申書の中に入っても構わないと思いますが、実際、でも、その上で、そのプラを分別するのかどうかという判断が、やっぱり一定、必要になってくるのかと思っております。その両輪ですね。今、プラを分別すべきなのかどうかというのと、このプラ新法のいろんな問題点ですね、この問題点を提起しながら、プラをどうするのかという、その両方を一応やってみたいなと思っております。

(井上会長)

いや、このね、プラスチック資源循環法って、もう大分あれでしょ、昔にもう決まったんじゃないんですか。プラスチック資源循環法。

(法兼委員)

しようもないこと聞いてもいいですか。

(井上会長)

どうぞ。

(法兼委員)

すみません、本当にしようもないことなんですけれども、プラスチックを分別して業者さんに引き取ってもらいますよね。そのときは、プラスチックの資源として売却をするんですか。それとも引き取ってもらうのにまた費用がかかるんですか。もしね、資源として売却することができるのであれば、それはそれで分別すれば、要はね、住民さんにお金が、そこで税金が投入されるというわけではないので。で、それをまた、製造、もともと製造される場所のプラスチック資源として購入されるというのであればね、きれいに循環するわけでありますので、すごい理にかなってることではないのかなと私は思うんですけれども。

ただ、せっかくプラスチック資源として分別して、それをまた処分するときに処分代として払いますよって、熱資源として少なくなって、また、その分、燃料代をね、買わないといけないよといったら、倍、焼却するのにお金がかかってくるよというのだったら、ちょっとこれはどうなのかなとは思いますが、その辺どうなんですかね。

(事務局 尾川)

まず、この前説明させていただいたように、プラを分別したからといって、別で熱源が、焼却炉の熱源が必要になることはございません。だからプラを焼却しないからといってプラス重油が必要だとか、そういうのはございません。基本的にはごみの持っている、もともとの熱量で自燃してくれますので、そこでのプラスアルファはないです。

ただ、プラに関しましては、どういうシステムで分別をしていくのか、分別した状態を、例えばここでためて、圧縮、梱包をして。容リ協会というのがございます。そこに引き取ってもらうような形にするのか。ちょっとまだいろいろ手法はあると思います。それについてはまだ、まずは分別するかどうかという判断の下で、どういうのが一番芦屋市にとって効率的なのかというのを考えていかないといけないと思います。

今の状態では、多分、そのプラ製品を売るというのではなくて、やっぱりお金を出して処分してもらうような形になると思います。ペットボトル等におきましては、今、

一応、売れてます。だから将来的にそういうふうな形になるかもしれないですし、それはやっぱり情勢によって、変わってくると思います。

そこで、例えば、いわゆるその容り業界みたいなところにプラをお渡しして、循環させてもらうような形になると思います。

(樋口委員)

すみません。

(井上会長)

どうぞ。樋口さん。

(樋口委員)

樋口です。まず、諮問されて、その内容というのはやっぱり新しく焼却場を造るときにどういう形にしていくのかと、一番元のところでまず諮問されてて、その答申ですから、分別をするという方向で、いろいろな問題出てくると思うんですけども、そこをまずきちっと押さえた上で。実はその山口さんがおっしゃってることね、これやっぱり、人類全部にとって大事なことで、それを芦屋から発信できるのであれば、どっかこの答申の中で文章を書いたらどうかなと思うんですけども。

ただ、分別は市としてするという方向で、施設を建てていくという方向にしといて、でも実は、その法律自体おかしいので、条例でこういう規制ができますとかということも考えていただきたいというね。

法律をこう変えるいうたら、もうそら何十年ってかかる話なんで、多分。条例とか芦屋市独自で何かできる。たまたまお名前あるので、市長はそういう国際文化都市みたいなことも言うてはりますので、そういうことを考えていただきたいというようなことをちょっと伏して答申としたらどうでしょうか。

(井上会長)

ありがとうございます。

いや、だからね、基本的には分別するということは、もうこの審議会では、ね、決まりましたよね。で、その括弧の中に書いていただいているような、今、経過をたどっ

ているわけでしょ。で、しようということになったわけですからけれども。

(山口委員)

いつ決まったんですか、それ。

(井上会長)

え？

(山口委員)

いつ決まったんですか。分別すると。

(井上会長)

いや、分別するというのは、一応、我々話ししたじゃないですか。で、そんなとき反対意見なんて出ませんでしたよ。

(山口委員)

いつですか。いつですか。記録に残ってたら教えてください。いつですか。

(井上会長)

残ってますよね。

(事務局 尾川)

前回、一応、話ししていただいて、一応、皆さん、分別という方向性はいただいております。

この答申なのですが、今、この答申として、答申の記の3行目からです。ごみ排出量削減等の効果、処理施設の配置・建設、発電施設の稼働。ここでは、要するに、プラを分別することによってごみの量が減りますというのと、プラの施設をこの狭い浜風町の敷地の中でも何とか入りますよという結果です。それと、プラを分別してごみ量が減ったら発電できないのではないとか、さらにエネルギー、重油とかが必要なのではないか。それは必要がない。ただ、発電もできますという結果。これを踏ま

えて、積極的に進める必要があると認識しますという形になってます。

ここに、やっぱり先ほどいろいろ御意見いただいたみたいに、このプラ新法の問題点というところを付記するような形とか、問題提起できるようなものというのが必要になってくるのかと思いますが。どうでしょうか。

(井上会長)

だから法律をつくるときにね、国のほうがいろいろ議論したはずなんですよ。で、これ、あくまでも山口さんの個人的な意見なのね。1、2、3、4、5、6つちゅうのはね。だから、これ、もう通ってるんですよ、この法律は。で、その通ってる法律にこう、まあ問題点はあるということですよ。じゃあ、これ改正できんのかいうたら、いや、そらできませんよ。できますか、山口さん、これ。この法律、改正。

(山口委員)

改正できなくても、私たちの意見はこうですというのは言えるんですよ、芦屋市として。

(井上会長)

そら言えますよ。うん。いや、だから改正することはできないけど、意見としては言えますよね。

(山口委員)

いや、それを言いましょうって。

(井上会長)

それをここに書き加えてはということですか？

(山口委員)

そうです。

(井上会長)

じゃあ、これがですね、じゃあ全員。

(山口委員)

じゃないと審議会の意味ないでしょ。ああ、やっぱりちゃんと審議してるんやなど、人にも言えるわけ。

(井上会長)

ああ。まあ、そうですけどね。問題点はそらある法律ということはあると思いますけどね。

じゃあ皆さん、ちょっと意見をお聞きしましょう。

(武内委員)

よろしいですか。

(井上会長)

はい。武内さん、どうぞ。

(武内委員)

家庭ごみの処分というのは、自治体のこういう事務になっとんですね。だから、こういう事務だから、プラスチック関係についても、その辺がやらざるを得ないと、そういうことなんですけれども、それに対してお金が、以前より分別するわけですから、たくさんかかるわけですから、その辺に対する補助なり国の考え方はある程度変えていかなければいけないと、そういう方向は当然、会長も先ほどちょっと補足説明されましたけれども、あると思うんですね。

それともう一点、環境対策で、今、海洋汚染でマイクロプラスチックなんかがすごく海の中、海水の中に含まれている。これはまさにプラスチックの海洋流失のおかげなんですけれども。まあそういうことなんで、ちょっとその辺も、環境対策もあるんですよと、そういう面も含めて、若干、補足すればええかなと思ったり。法律的な面はどれだけ言えるか知らんけれども、たくさんお金がかかるんですよと、そういうことも併せて入れることができればいいのかなとは思いますがね。

はい。以上です。

(井上会長)

いや、だからその、例えばそのマイクロプラスチックと、この分別と、どういう関連があるんですかね。だからこれは、結局それは不法投棄等で流れ出したプラごみが紫外線とか海の波でマイクロプラスチック化するわけじゃない。

(武内委員)

ですよ。

(井上会長)

ええ。だから、その不法投棄せんように分別して集めてちょうだいという、そういう、これ、それも含んでんじゃないかと思うんですけどね、この分別というのはね。で、分別することで。

(武内委員)

もうちょっと具体的にそれを書く。

(井上会長)

分別することによって意識を高めようとかね、そういう不法投棄のね、対応へのね。それも当然入ってると思うんですけどね。

千田先生も、ひとつ。どうぞ。

(千田副会長)

国が決めた法律を、結局、市町村がごみを実際集める係なので、それに結局従わざるを得ないという流れの中で、芦屋市独自として、どれだけ独自色を出せるかなというところかと思うんですけど。手間かかるし、お金も出して処分しなくてはいけないけど、法律があるということで、分別して。で、最終的にはごみがそれによって減る方向を目指すとか、資源循環がこれでできるよということをみんなに分かってもらうというか。

今まで燃やすごみではなく、プラスチックは資源になるんだよとは、熱の資源、資源というのかな、熱に変換してるから無駄にはしてないんですけど、その辺のところを意識変換をしないといけない時代に入ってきたのかなと。

で、ちょうど切り替わりの時期なので、なかなか納得できない方もあるでしょうし、ごみ袋の配布も多分、こういうのも多分ですけど、世の中の的には、やっぱ環境を大きな目で守っていくということで、時代の流れなのかなと、感じがします。

全然まとまらないですけど。すみません。難しい。

(井上会長)

だから、山口さん、基本的にね、分別することに対しては賛成なんでしょ？分別収集することについては賛成なんやね。全部燃やしてしまえ、今、今、燃やしてるんですよ。今、燃やしてる、そのままやれっちゅうんじゃないんやんな。分別には賛成なんですね。

(山口委員)

ちょっとその質問は待ってください。

(井上会長)

うん。

(山口委員)

そんなシンプルな話じゃないと思う。イエスかノーかというのは、ちょっと待ってください。

(多田委員)

ちょっといいですか。

(井上会長)

はい。どうぞどうぞ。

(多田委員)

法律といたら、絶対的なものだと考えるのって日本人ぐらいだと思いますよ。例えば、憲法が70年変わらなかったのも、憲法をありがたがってる人がいるから変えようがないんですよね。よその国では平気で憲法変わってるでしょう。今回のコロナ騒ぎでもそうですけど。専門員が100人集まった会議で、僕ら民衆のために何か役に立った意見って1つでも出ましたか。80万人が死ぬとか。もう尾美会長なんて、本当にもう今回のコロナ太りしてもう、すごい財産つくったという話聞いてますけどね。

だから芦屋市の中で、やっぱり僕らが手間暇をある程度はかけます、ごみは出しませんということ考えると。そして、ごみを焼却する立場にしても、ここまでは税金で賄えるけど、これ以上やると、むしろ税金の負担が大きくなり過ぎてマイナス面が出るとか。そういうものを一つ一つ集めて、最終的には芦屋市民がいい形になればいいというのが基本だということを考えてください。そういう点ではもう憲法も法律も関係ないですよ。我々がいかに安全で安心できる社会をつくるかということで、プラスチックごみも、恐らく燃やしていてCO₂が出過ぎるのであれば、もう何かほかの方法で考える。

ただ、すみません、僕の長い考え、この随分長いこと参加させてもらってるんですけど、プラスチックごみを分別してやることに対する費用そのものに関しては、かなり税金が増えるじゃないかというのが、僕のいろんな場所とか考え方もあるんです。だから、ただただ税金を増やすことをやるのがいいのかということもありますのでね。

要は、芦屋市民が幸せになればいいというのが僕の基本です。

(井上会長)

だからね、政府からの補助がありましたよね。

(事務局 尾川)

はい。

(井上会長)

で、前話ししましたよ。

(事務局 尾川)

はい。

(井上会長)

ほいで結局、そやったらもう補助を入れたら、その、あれでしょ、芦屋市のその市民のそんな負担にならないという話じゃなかったですか。

(事務局 尾川)

前ちょっと説明させてもらいましたけども、プラを分別することによって、まず、この煙突から出るCO₂は2、100トンほど減りますと。プラというのは、CO₂のかなり大きなウェイトを占めてますので、減ります。だから環境面におきましては、やっぱり2、100トン下がるというのは大きいことだと思います。それは、そのプラを焼かないことによって減る量。あとは、ただプラをパッカー車で収集をしないといけないので、そこに出る、そのパッカー車で出るCO₂も勘案した状態で2、100トン減ると。

その代わりに、やっぱりプラの施設を建てるお金、そこで収集するお金、その施設を維持管理していくお金というのを考えますと、20年間で考えた場合、やっぱり30億円ちょっとかかります。年間で言うと1億5、000万円ほどかかります。

だから、その芦屋市全体で見ると、いわゆる税金が上がる、税金が上がるという状態ではないですけど、まず経費がかかるという状態にはなりません。

ただ、今、国が言っているのは、焼却炉とか資源化施設を建てる時、国から循環型社会形成交付金というのを頂けます。そのお金、その条件として、一応、プラを分別していることというのが要件化されております。

だから、たまたま芦屋市の場合は、ちょっとイレギュラーな形で、プラ分別してなくても補助金もらえますが、逆に分別してなくても。ただ、今、国はどんどんそのプラを促進させようとしてまして、これからどういうことになるのか分かりません。だから芦屋市が逆にプラを検討しますって言ったら、補助金くれる状態では今あります。

(法兼委員)

上乘せしてもらおう。プラをやります言うたら、さらに上乘せがあるんですか。

(事務局 尾川)

いや、違います。

(法兼委員)

それはない。

(事務局 尾川)

補助金をもらうのに、プラを分別するという要件がございます。

だから、やっぱりこの、先ほど確かに山口さんおっしゃるように、この3Rの順番です。リデュース。それで、先ほど例えば10回ペットボトル使いますといったリユース、これは本当に大事なことやと思います。だからやっぱりその製造者。このプラ新法の中に製造者の努力義務みたいななんもかなり書かれてはいますが、やっぱりそのプラがなければ分別とかしなくていいような形になりますので、やっぱりプラに代替するもの、プラに取って代わられるようなもの、で、環境にいいものというのがどんどん出てくるべきかとは思っています。

ただ、今、この状態で、実際、世の中、プラをすぐなくそうとしても、なかなかなりません。スターバックスでストローを紙にしようが、そんなにこうプラの量が減るわけではございません。ただ、やっぱりそうやって大きな会社がやってくれることによって、そういう潮流というのでしょうか、その流れはできてくると思います。

だから、どうしても、今、芦屋市民としてプラをゼロにするというのは無理や、無理がございますので、やっぱり出てきたものをどうするのか。なるべく製造者のほうが作らない、代替製品を探すというのももちろん大事です。ただ、出てきたもの、どうしてもプラじゃないと難しいもの。例えばあの肉のトレイ、あれを違うものにするというのも、なかなか今の技術では難しい。そればかりこの、ちょっと書いてますよ。技術革新等に関する動向に踏まえた研究を進め、みたいなところで、それをちょっと包含させてもらっています。

今、出たものに対してどうするのかというのは、一定、必要になってくるのかと。それに対して、焼いてCO₂を出すのがいいのか、やっぱり分別して、しっかりリサイクルのルートに乗せてやっていくべきなのかというところになると思います。

(井上会長)

大上さん、どうぞ。

(事務局 大上)

すみません、失礼いたします。事務局として。

前回の会議でも、私、少し補足で申し上げました。皆様に、この時期、このタイミングに結論を出していただくような審問の仕方というような誤解を与えてしまってる部分も今日もあるかと言っております、そこは十分認識しておりますし、申し訳ない、反省もしております。

改めて申し上げますと、本当に、山口委員おっしゃるように、すごく悩ましいです。そんな簡単に、プラ分別、みんながやってるし、そらいろんなこと、環境のこと考えたらやるべきだよ、特に行政としたらやるべきだよって、そのとおり何も迷わずに、少々お金かかるけども御理解くださいねって言うだけであれば、我々も実はこんなに悩まないです、こんなに立ち止まって振り返っているところもないんですが。やはり少なくともこれまで、このプラ新法ができるまでにおいても、他市でも含めてプラの分別というのは行われてきてる中で、芦屋はまだそこに踏み込んでないと。

その理由としては、分別したらしたプラについて、集めて選別して次のところへ持っていくのは、やはりそういう施設が要ると。それが今現状、この芦屋市の環境処理センターの中にはスペースとかそういう施設がないので、プラの分別についての検討を次期施設整備のタイミングで検討して決めていきますということを今までお伝えしてきたものですから、それがちょうど、今、このタイミングで。

しかも、その4月にプラ新法という山口委員おっしゃるような、言っているのかどうか分かりませんが、国の法律といえども、やっぱり試行錯誤しながら、間違いは、間違いではないんですね、効果検証して是正したり、さらに改正していったりというのが法律です。で、そのスタート、プラ新法4月にした。その、その、この法律の検証とか効果というのは、まだ、まだ数年見ていって、そこへのまた自治体の、各自治体の対応も見ていって、そこへの国の支援も見ていかないと、なかなか判断、本当に難しいのは本当に承知しております。

ただ、そのタイミングで芦屋市は、次期施設の整備計画をこれ立てないと、待ってっ

たら老朽化して皆さんのごみ燃やさんようになってしまったら、それだけはいけませんので、そのスケジュール間の中で、今、白黒つけるのは難しいのは承知の上で、このタイミングで一定の方向性についての御意見を頂戴したい。

もっと言いますと、いたずらな言い方しますと、施設整備の計画上は、プラの、その15年、令和15年ですから、令和15年の施設整備の機会にプラ分別を実施したとしても対応できるような施設整備計画をつくっとくべきだよという、その、ところで、今、一旦、御意見頂戴できたらということでございます。

ですので、この答申案のほうで、そら分別の方向は前回までの会議で御議論いただきましたように、分別しなくていいとか、焼いたままでいけるとい、その全体的な決定というのを、これ、ちょっと今かじを、それにかじ切るといことはちょっと乱暴かと思っております中で、プラ分別の方向性で施設整備の検討はしていくべきやなど。

ただ、そこまでの期間の中ででき得る限り、まだまだ研究の余地、先進事例の検証、もっと言えば、法律の検証、動向、そこら辺も見て、ぎりぎりまでできるだけ、とにかくいいやり方、市民の皆さんに応援していただけるような、御納得いただけるような、一緒にやっていただけるようなやり方をもっと研究しろというのを、こう附則、御意見として付け加えたようなイメージなのかな。

ですので、我々として、ここで答申を頂戴して市の方針を決定します。その方針の方針といいますのは、施設整備計画の中で、将来に向けて芦屋市もプラ分別の方向性でもっともっといろいろ検討して、やり方を検討していきます。ただ、今までのように、施設整備、施設の都合でもう焼くしかないということは、もう言わない、言えません、もうそういう時代ではありませんという、そういう発信をさせていただくことになるかと思っております。

で、今後、このごみ処理基本計画にも盛り込み、必要な条例改正だとか、もちろん市議会でも議員の方々にも御意見頂戴したり、そのステップステップの中で予算審議をしてもらったり、当然、国とも交渉したりしながら、最終的に、それでもどっかのタイミングではタイムリミットが来て、その段階での最もベターな方策というのを市民の皆さんにもパブリックコメントとかいただきながら最終決定していく。

つまり、この審議会の答申をもって、令和15年、プラ分別を必ずすると。それ誰がいつ決めたのかということの責任を、今この段階で、この段階で皆様に責任を担わせるようなことは、市としても無責任やと思っておりますので。ちょっと間延びしてま

すけれども、方向はそういう趣旨なんです。山口委員にも御理解いただきたいところは、そういうところでございます。

今、いただいている内容は、本当にもう我々も悩ましいところ、核心のところの資料をいただいているというのはありがたいと思います。逆に言うたら、今後も、まだまだこの審議会で、プラ分別をする方向性の中で、よりよいやり方とか、もっと新しい情報とか、あれから1年たったけど、ほかの市で何か国との何か動き出てないんかとか、そういうことも引き続き御議論や御意見いただきながら、プラ分別、よりよいプラ分別の仕方に向かっての芦屋市はこれから検討していくと、そういう。

それであればそんなん言う、もう元から分かってる話やないかいというところかもしれませんが、とにかく今まではプラ分別についての検討を記す整備のタイミングでやっていきたいということを申し上げてたところの、本当のスタートのスイッチを押していただきたいというお願いでございます。

(井上会長)

ありがとうございます。

いや、私の理解では、前回かな、前回とか前々回で、兵庫県でね、分別してないのはもう僅かでしたよね。

(事務局 尾川)

はい。

(井上会長)

それでいろいろ意見が出て、結局はですよ、政府からの補助金もね、出ることやしというような話で、結局、反対する方は誰もいなくて、それで一応、分別はしましよというところで終わってると思うんですけどね。

法兼さん、何か反対してましたけど、しかし、いや、その燃やせて言ってたでしょ、初め。

(法兼委員)

いえ、反対というよりも、その焼却した場合と焼却しない場合のコスト的なことがど

うなんですかというような質問をさせていただいたと思います。

(井上会長)

してましたね。

(法兼委員)

はい。でも。

(井上会長)

それで結局は損にならないっていう話でしたよね。

(法兼委員)

そうなん。ええ、そうです、そうです。

(井上会長)

そうやったよね。

(法兼委員)

はい、はい。

(井上会長)

それで、結局、分別しようという話になったんですよね、山口さん。

(法兼委員)

ええ、たしか。

(井上会長)

そこまではそうです。だから、だから、そんな、誰も反対はしなかった。ほんで一応やりましょうかという話になったんですよ。

(山口委員)

いや、だから、もう一遍きちっとそこは検討しましょうと。だから私が検討した結果、こういうふうな意見として、審議して、皆さんで、じゃあ、どういうふうはこの審議会の結論を持っていくかは、どうせ、こう答申書いてあるわけですから、さっき大上部長がおっしゃったように、「なお」の文章の後ろにね、こう、ちょっとこの文章じゃなくて、審議会としてこういう点が検討しなきゃいけない課題として残ってますよと。そういう文言を何行か入れて、審議会としての意見というのを僕は載せるべきだと思います。

で、世の中当然、もうそら分別やってるけど、さっきね、ちょっとね、僕は課長おっしゃったことで気になるのはね、芦屋市は、そら人にやるからCO₂減るんですよ。だけど、相手先はそれ処理するときに、熱処理とかいろんなことすると、当然CO₂出るんですよ。だから芦屋市は減るかもしれんけど、単純……で見た場合に本当に減るかということをやっぱり考えとかないとね。僕は芦屋市だけが減ればええという考え方じゃないんで。そこだけちょっと僕は。

だからさっきおっしゃった、委員もおっしゃったように、そこの文章ね、ちょっとどうするか、次回までにきちっと考える。知恵は出せると思うんですよ、僕らのその。

(井上会長)

原案のちょっとことですか。

(山口委員)

うん。このままオーケーじゃなくてね。

(井上会長)

うん。

(山口委員)

この。

(井上会長)

いや、まあ、この資料8の話ですか。

(山口委員)

資料8です。必要があると認識しますと。ね。で、その後、「なお」のところで、ちょっと僕らで知恵を出して、審議会としてのスタンスというか、立場を言えるよう、言えるような意見を、ここに僕は載せるべき。市長に出したらどうかなど。

(樋口委員)

いいですか。

(井上会長)

はい、どうぞ。樋口さん。

(樋口委員)

そういうことで、何ていうんですか、これを市民にね、広げていくというか、全然今までしてないわけで。それを、例えばごみ袋もそうですけども、やっぱり結果1つ、10月になったら出てきますよね。どれぐらい皆さんそういう意識持つてるかというのが分かってくる。自治会なんかやったら、取りあえず残ったごみどうしてくれんねんというところから、また問題出てきて。その、そういうことやってく中で、今度はプラも分別するんですよというときにね、そこで本当は使わないのがいいじゃない？とか、もっと遡ればつくらないほうがいいんじゃない？というような啓蒙の仕方をね、どこかで取り込んでいく、そういうプランをちょっと別にやっぱりつくったほうがいいと思うんですよね。

分別をしていくのが10年先として、それまでに市民というか、芦屋スタイルみたいななんものをつくっていくようなことをやっていただければ、まずは、まずは施設をつくるについては分別をします。あとは今度、市民が出すときにというのを同時進行でやるように、この答申で書いていけば、その段階で山口委員おっしゃったようなことを盛り込んでいけると思うんですけども、いかがでしょうか。

(事務局 尾川)

ありがとうございます。

先ほど御意見いただいたみたいに、「なお」以下の部分です。特に山口さん書いていただいている2です。リデュースとリユース、ここを重点的にやっていかなければ、結局ごみは減らないという形をどういう書き方をするのか。このプラ新法に問題があるよというのはなかなか書きにくいので、やっぱりリサイクルではなく、3Rの3つ目ではなくて、1つ目、2つ目をもっと促進していくというような形をちょっと盛り込むというような形はどうでしょうか。

まずはやっぱりプラを減らす、つくるのを減らしてもらおうというのがあって、先ほど言ったみたいに、家のお茶を毎回ペットボトルに入れて何回も使う、洗って使うって形にしてたら、やっぱりそのペットボトルのごみ自身の量も減ります。だから、リデュース、リユースというのをやっぱりこう促進して、リサイクルに行かないような形、これを促進しながら、技術革新等も見ながらという形を考えていくというのがいいのかと思いますけども。

(井上会長)

そうやね。

(山口委員)

やっぱ、今、尾川さんおっしゃったように、その部分と、さっきおっしゃった啓蒙が。今おっしゃった点が1つ。非常にそれ大切な考え方を。僕は法律を変えよという意見ではないんで。こんな点を考えなきゃいけない。だから、まずその1つで確かにリデュースが大切という、そこね。それを今後どうすればいいか。

もう一つはさっき言ったように、これは非常に時間がかかる啓蒙が要ると思います。急に、今まで使ったのを全部洗えという話になりますよね。しかも法律を僕読んだときに、その点非常に書いてあるんですよ。啓蒙は大切やと。国もやるし、地方自治体もやらなきゃいけないということなんで、そこを1、2と書いていったらどうですかね。

ほかに何か皆さん方で、これも付け加えたほうがいいよってあったら、またそれ付け加えたらいいと思います。

(井上会長)

なるほどね。はい。だから、尾川課長とか山口さんが言われましたように、その案の、いや、その資料8ね。「なお」の後ろですよ。減らすと。削減、リデュースも含めて削減するというようなね、文言とかね。それと、あと、もう一つは啓蒙やね、を進めていくとかね。とにかく、そのプラスチックの量を減らすというようなね、文言を入れたいという話ですよ、結局。

どうですかね。御意見いろいろあると思いますが、まだ発言されていない皆様、どうですか。

はい。岡田さん、どうぞ。

(岡田委員)

すみません。ちょっと私も役所の人間なものですから、ちょっと法律どうこうとなるとちょっと、実質的に難しいというのが先走ってしまって、なかなか。今日はすごくよく勉強されている方がいて、すごく今後の参考になりました。

話の方向性としては、今おっしゃったようなことすごくいいかと思います。

(井上会長)

じゃあ、金山さん、どうぞ。

(金山委員)

確かに、山口委員が言われたことが本当に大事なことと言われてまして、そこのこのやっぱりごみを削減するための審議会だから、そこのところ忘れてはいけないという、この志しというのは絶対押さえとかなあかんと思うんです。

ですから、ただ、時代の流れとして、プラスチック分別するかしないかという、施設稼働に向けては、多分、全員一致で、するかしないかの選択だったら、もう今の現状の問題として1年後にプラスチックがなくなるかといったら、なくならない。現状からすると、地球環境……芦屋市民でも……かけてこの今の選択としては、プラスチックの分別はするという方向で選択するしかないとかいうのは、大体の方が思っているかとは思いますが、それに向けては準備はする。

ただ、分別はするということが決まったからといって、それをリデュースとかという

とか、そういった形で削減するということの根本を忘れてはいけないよという、リサイクル進めていくからどんどん皆さん、市民の皆さんに使っていいよということではなくて、リサイクルの仕組みはできたけれども、より地球環境のためには、もっとペットボトルとかを少なくしなきゃいけないよという視点はまた別の視点で啓蒙活動が要るかなと思いましたんで。だから、プラスチックの分別ができるという仕組みができたからって、どんどん市民の皆さん分別してくださいよというだけではないよというところをきっちり、別の視点でやっていくことが大事かなという。

だから、今の現状の現実路線としては、プラスチックなくなることからすると、この施設稼働に向けては、やっぱり分別はするべきというのはやっぱり当然なことなのかということ、前回までそういったことが、意見が固まっているところがあるかなと思うんで、そのことは、今回が一定、決まっていくのであれば、決まるんだけどもそこで。あとはそこに大事なことをやっぱり載せられるんだったら載せてということ審議会の心意気としてやっていくことも大事かなというふうに感じました。

(井上会長)

はい。ありがとうございます。

(法兼委員)

すみません、法兼です。

やはりかや委員さんからおっしゃられたようにね、やっぱり極力、私、このペットボトル持ってるんですけど、実は毎日家で使ってる分なんです。もう数え切れないぐらい。で、またちょっと暖かくなってきたのでペットボトルを使ってるんですけど、冬の間はマイボトルを持って出かけたりとかしてるんですけど、極力やっぱりそういうのを買わない。で、マーケットなんかに行くと、もう既にトレイでないもの、トレイを使ってないところもあるので、やっぱりそういったところも協力をしていただいでということで、だんだん企業さんもそれなりに努力はされてこられると思うので、プラスチックもね、だんだん少なくなってくるのではないかなと思うんですけども。

私たちができるのは、やっぱり街角に立って啓発なんかもしていけないかなと思って、極力買わないよとか使わないよとかということも大切かなと思いますし。

で、海洋プラスチックなんかで言いますと、分別されてる方、ちゃんとごみを出して

くださってる方というのは問題ないと思うんですけども、ポイ捨てされたごみが結局、下水に流れて、川に流れて、それが海に流れ着いていってるというのが現状だと思いますので、街角で見かけたごみなんかも、極力みんな拾ってねというような啓発も大事なのかなと思います。

すみません。関係ないことも言って申し訳ないです。

(井上会長)

いや、そのトレイがないって今、おっしゃったでしょ。何か。

(法兼委員)

はい。

(井上会長)

具体的に例えばどんなもん？

(多田委員)

たくさんありますよ。

(金山委員)

お店で、今、これ、ノントレイというので、フィルムだけでみたいなんから、1個発泡スチロールなくしてみたいなんが、例えばお肉の中でも一部、縦割りコーナーでこういった形で今出たりしてます。

(井上会長)

ああ、ほなポリエチの袋。

(金山委員)

だけで。袋だけで。

(法兼委員)

だけです。はい。

(井上委員長)

だけ？

(法兼委員)

はい。

(金山委員)

こういうトレイをなくしてみたいなんがちょっとずつ。

(井上会長)

ああ、そうなんですか。

(法兼委員)

はい。

(井上会長)

発泡スチロールは。

(かやま委員)

お店見てもらったら、そういう商品並んで来てます、少しずつですが。

(井上会長)

ああ、そうなんですか。ああ、なるほどね。ありがとうございます。

そしたら、どうですか、桑田さん。

(桑田委員)

いろいろとお話を聞く中で、ちょっと皆さん、それぞれいいことをおっしゃって、高い視点から広いところを見られてるので、いいことおっしゃってるんですけど、私な

んかは芦屋市の廃棄物減量等を推進する審議会なので、もう少し要点を絞って、施設の方針のときにごみ分別をするのかしないのか、それに則したものをどうするのかとか、するに当たって、ちょっと前回私休んでたんであれですけど、収集とか運搬にかかる費用とかね、その辺のコストパフォーマンス、コストバランスで、果たしてこの小さい芦屋市で、大きい市やったらまかなえるものが小さい市の場合は負担になるかな、分別はどうかなとか、そういうところの審議をもう少し絞ってお話をされたほうが、多分、会長もまとめやすいと思いますし、担当する環境課の方々もね、まとめやすいと思うので。

もちろん、大きな視点と多岐にわたる皆さんの……はすごくすばらしいものだと思いますけれども、あくまで審議会として、簡潔にまとまるような議論と意見が出ればいいと。当然、今回で全てが決まるわけではないので、あくまで意見としては意見で、こんなことがありますよと。先ほどノントレイの商品もありますよぐらいの話のほうがいいんですけど。

まずは、この市長からきた答弁に対しては、これでいいのか悪いのかとか、のほうの簡単な意見を確認していただいて、あとは会長が上手にまとめていただければ異論はないと思いますので、皆さん……。

(井上会長)

ありがとうございました。

だから、一応、さっき申しましたように、前回までね、いろいろ話したんですよ。それで、もう分別しようという話になったんです。結局、兵庫県でやってないところが本当少ないんですよ。もうね、……でやってないのここぐらいやと。それで、一応やろうということで、特に異論はなかったんですよ。だから。ですよ。で、やろうという形になったんです。

それで、さっき課長も言われましたけども、予算的な面もね、政府からの補助もあるし、それほどね、大きな負担にもなれへんと、こういう話やったと思うんですよ。

(桑田委員)

私も、前回までの話ではそう記憶してますので。

(井上会長)

そうですね。うん。

(桑田委員)

で、あとは皆様も、それぞれの団体から来てると思いますので。私の場合は商売人の集まりから来てますので、当然、使わないとか減らすって努力はしますけども、市の方針を、今度商売人としてどう発信すべきか、啓蒙活動の一助になれば幸いですし、そういう方向で皆さんが、自治連のほうは自治連として、皆様の自治会のほうで啓蒙活動をしていていただいて、よりよい方向に、足並みそろえるための審議会であればいいなど、私は思っております。

以上です。

(井上会長)

はい。確かに、ここは廃棄物減量ですからね、山口さんおっしゃるように、その、特に2番やね、さっき言われましたよね。そういう点はね、やっぱりこう入れるべきやとは思いますがね。

(事務局 尾川)

そうですね。ここの「なお」からですね。ちょっとここをまた先ほどのそのリデュースとリユースというのを促進させるということと、啓発、啓蒙ですね、そこを充実させていくということを織り込んだ文言にいたします。

これはどうしましょう。それで一応案を。

(井上会長)

まあつくっていただいて。

(事務局 尾川)

そうですね。

(井上会長)

これね、私の希望としては、入れますので、今おっしゃっていただいたね、減量、減らすというようなことを、プラスチックごみを、というようなことを、その「なお」の後にね、入れていくという形で一任していただくのが一番ありがたいですけどね、結局は。

(事務局 尾川)

そうですね。

(法兼委員)

回答期限はいつですか。

(事務局 尾川)

特に期限はございませんけども、29日、先ほど説明しましたように、5月29日に第5回の、この建て替えの基本計画検討委員会がございます。できればそれまでにいただけたら幸いです。

(武内委員)

文言入れていただいたら、会長一任で。

(法兼委員)

これ会長、副会長ですね。

(事務局 尾川)

そうですね。

(法兼委員)

はい。一任で。

(事務局 尾川)

よろしいでしょうか。

(井上会長)

はい。恐縮ではございますけれども、一任していただければ一番ありがたいということ
とです。恐縮ですが、それでよろしいでございますかね。

(桑田委員)

異議ないです。

(井上会長)

どうもありがとうございます。

(事務局 尾川)

ありがとうございます。

(井上会長)

山口先生、どうもありがとうございます。

では、尾川さん。

(事務局 尾川)

はい。そうですね。それではちょっとまた、井上先生と調整させていただきますので、
よろしくをお願いします。

(井上会長)

はい。どうもありがとうございます。本当に貴重な意見ね、本当に言っていただきま
して。もう本当にこのね、本当に皆さん、レベル高いですよ。

その他、事務局さん、その他ありますか。

(事務局 永田)

その他につきましては特にはございません。

(井上会長)

ああ、そうですか。

そしたら、一応、もう4時前になりましたので、今日のこの会合はね、これで終了させていただきますということにさせていただきます。

あとちょっと次の話、事務局、永田さん、お願いします。

(事務局 永田)

今日はありがとうございました。

今後の審議会の日程ですが、今回はちょっと私、施設整備の上の検討状況にもよってきますので、日程はまだ未定という形になっています。また日程が決まりましたら、かなり早めに御連絡させていただきますので、御予定いただきますよう、お願いいたします。

以上で、令和5年度第1回芦屋市廃棄物減量等推進審議会を閉会とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

(井上会長)

本当に皆さん、ありがとうございました。どうもありがとうございます。